

実行委員会事務局規程

第1条 この規程は、県民総合スポーツ大会埼玉県実行委員会会則第15条の規定に基づき、事務局の組織及び運営に関する必要な事項を定める。

第2条 事務局に次の各部をおき、関係業務を処理する。

(1) 総務部

- ・ 総合企画に関すること。（競技、レク、コミ部門）
- ・ 予算の編成、執行、決算に関すること。
- ・ 諸機関、団体との連絡調整に関すること。
- ・ スポーツフェスティバルの企画に関すること。
- ・ 表彰に関すること。
- ・ 広報に関すること。
- ・ その他、他の部に属さない事項に関すること。

第3条 事務局に次の職をおく。

- (1) 事務局長 1名
(2) 事務局次長 1名
(3) 部長 1名
(4) 部員 若干名

2 事務局長には県民生活部スポーツ振興課長を、事務局次長には県民生活部スポーツ振興課企画・生涯スポーツ担当を分掌する副課長をもって充てる。

3 部長には県民生活部スポーツ振興課企画・生涯スポーツ担当主幹を、部員には県民生活部スポーツ振興課企画・生涯スポーツ担当及び総務・施設の職員をもって充てる。

第4条 事務局長は、会長の命を受け事務全般を総括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはその職務を代行する。

3 部長は、事務局次長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 部員は、部長の命を受け、部の業務に従事する。

第5条 会長は、県費委託金に係る事務を事務局長に委任する。

第6条 会長は、次に掲げる事項を除き、その事務を事務局長に委任する。

- (1) 大会開催の総合企画及び運営に関すること。
(2) 県実行委員会の開催に関すること。

第7条 事務局長は、委任を受けた事務のうち、定例・軽易な事項は、事務局次長に委任することができる。

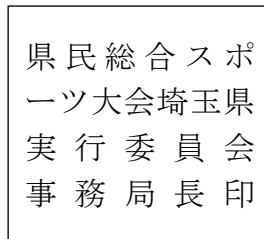
第8条 県民総合スポーツ大会における公印については、次のとおりとする。

- (1) 県民総合スポーツ大会実行委員会会長印

県民総合スポーツ大会埼玉
県実行委員会
会長之印

方27ミリメートル

(2) 県民総合スポーツ大会実行委員会事務局印



方 24 ミリメートル

第 9 条 施行する文書に付する記号は「県総実」とする。

第 10 条 会長は、負担金に係る事務を事務局長に委任する。

第 11 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関して必要な事項は、事務局長が定める。

附 則 この規程は、昭和 63 年 4 月 12 日から施行する。

附 則 この規程は、平成元年 4 月 18 日から改正施行する。

附 則 この規程は、平成 13 年 4 月 24 日から改正施行する。

附 則 この規程は、平成 15 年 4 月 30 日から改正施行する。

附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 この規定は、平成 31 年 4 月 22 日から改正施行する。